

岡山市成年後見制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求（以下「後見開始等の審判の請求」という。）を市長が行う場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 後見開始等の審判の請求の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、前条に掲げる法律の規定に基づき後見開始等の審判の請求が必要であると認められるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、本市が保護を行っている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき、本市が支援給付を行っている者
- (3) 本市に住所を有し、次に掲げる基準をすべて満たす者
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市区町村の住所地特例対象者でないこと。
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定又は同法第52条の規定に基づき、本市以外の市区町村が自立支援医療費の支給認定を行っていないこと。
 - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項又は第2項の規定に基づく本市以外の市区町村の被措置者でないこと。
 - エ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定に基づく本市以外の市区町村の被措置者でないこと。
- (4) 本市に住所を有しない者であつて、次のいずれかに該当する者
 - ア 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者又は同法第52条の規定に基づき、本市が自立支援医療費の支給認定を行っている者
 - ウ 老人福祉法第11条第1項又は第2項の規定に基づく本市の被措置者
 - エ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定に基づく本市の被措置者

(対象者の調査)

第3条 市長は、後見開始等の審判の請求につき要請があつたときは、対象者の健康状態及び精神状態等、その現状の把握に努めるものとする。

(配偶者等の調査)

第4条 市長は、前条の調査の結果、対象者と判断する場合、対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）の有無を調査するものとする。

- 2 前項の調査の結果、配偶者等が確認されたときは、当該配偶者等に後見開始等の審判の請求の必要性を説明し、配偶者等による申立てを促すとともに、虐待、財産争議の事実の有無など対象者と配偶者等との関係の把握に努め、配偶者等による申立てが困難である事由の有無を調査し、回答書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

(市長の申立て)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、対象者の福祉を図るため必要があると認めるときは、後見開始等の審判の請求をするものとする。

- (1) 対象者に配偶者等がなく、3親等又は4親等の親族であって審判の請求をする者（以下「3親等の親族等」という。）の存在が明らかではないとき。
- (2) 配偶者等がある場合又は3親等の親族等の存在が明らかな場合において、音信不通等の事由により、配偶者等又は3親等の親族等による後見開始等の審判の請求が期待できる状況にないと認められるとき。
- (3) 緊急等の事由により、配偶者等の有無の調査を実施することができない場合において、明らかに対象者の福祉にとって申立てが必要と認められるとき。

（医師の診断）

第6条 市長は、後見開始等の審判の請求をしようとするときは、あらかじめ医師の診断書を徴し、後見開始、保佐開始、補助開始のいずれの審判を要するかについて判定するものとする。

（審判の請求の費用）

第7条 後見開始等の審判の請求に要する費用は、家事審判法（昭和22年法律第152条）第7条において準用する非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第26条第1項の規定により、市が負担する。

（審判請求費用の求償）

第8条 前条により市が負担した費用に関し、本人又は関係人が当該費用を負担すべき特別の事情があると判断したときは、非訟事件手続法第26条第2項に基づき手続き費用の上申を当該家庭裁判所に対し行い、その決定に基づき、当該本人又は関係人に求償するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

回 答 書

様の成年後見開始申立について、私が申立を行うことは

- ・ 可能です
- ・ 不可能です（同封の親族の意見書をあわせてご提出ください）

※該当する方を○で囲んでください。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 （自署した場合は押印不要）

電話 _____